

(朱符)
〔三丙二六八一ノ二〕

府下私立東京法学院設立者菊池武夫ヨリ別紙ノ通学則改正願出
ニ付書面及進達候也

年月日

府知事

(印) 文部大臣宛

(参照) 第四条一項(改正ノ事項ノ此四条ノ一項ノミナリ)
特別生ニハ中学校ノ卒業証書ヲ有シ若クハ乙種試験ニ合格シ
テ入学シタル生徒ヲ謂ヒ其定員ヲ五百人トス

進達願

別紙文部大臣宛学則改正認可願御進達被成下度此段奉願候也

明治三十三年七月廿七日

私立東京法学院

設立者 菊池武夫(印)

東京府知事男爵 千家尊福殿

前書出願ニ付奥印候也

明治卅三年七月廿七日

東京市神田区長 桑田房吉(印)

(欄外注記1)

「収受丙二六八一号」「判決八月一日」「施行八月一日」

〔明治三十三年 文書類纂 学事 624 D7 4〕

29 東京法学院学則改正(明治三十三年八月)

(欄外注記1)
明治卅三年七月卅一日受
日出

第三課主任 廣安藤誠(印)

知事(代理・阪本印) 内務部長(阪本印) 第三課長(岡印)

文部大臣へ進達按